

北海道建設業労災保険一人親方組合

給付基礎日額・年間保険料一覧表（保険料率 17/1000）

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年間保険料 保険料算定基礎額×保険料率
25,000円	9,125,000円	155,125円
24,000円	8,760,000円	148,920円
22,000円	8,030,000円	136,510円
20,000円	7,300,000円	124,100円
18,000円	6,570,000円	111,690円
16,000円	5,840,000円	99,280円
14,000円	5,110,000円	86,870円
12,000円	4,380,000円	74,460円
10,000円	3,650,000円	62,050円
9,000円	3,285,000円	55,845円
8,000円	2,920,000円	49,640円
7,000円	2,555,000円	43,435円
6,000円	2,190,000円	37,230円
5,000円	1,825,000円	31,025円
4,000円	1,460,000円	24,820円
3,500円	(注) 1,277,500円	21,718円

(注) 当組合は、給付基礎日額に千円未満の額が含まれている場合、保険料算定基礎額の千円未満の端数を切り捨てせずに算出した保険料額を徴収することを規約で定めております。

※ 保険年度（4月から翌年3月）の途中で加入した場合は「月割計算」となります。

(月割による)保険料算定基礎額＝給付基礎日額×365日÷12(小数点以下切り下げ)×加入月数